申告相談のお知らせ市・県民税、所得税

市役所税務課市民税係四3―5110

申告時の注意

●生命保険料控除の見直しが行われま

保険料の控除証明書をご覧になり、の保険料が控除対象となりました。の保険料が控除対象となりました。の保険料が控除対象となりました。

代際米の技術言明書をご覧になり、

●年少扶養控除について

平成23年分から、年齢が16歳未満の平成23年分から、年齢が16歳未満ので、漏れなく申告してください。保計算する際の扶養親族には含まれますが、個人市・県民税の非課税限度額をが、個人市・県民税の非課税限度額をが、個人市・県民税の非課税限度額をが、個人市・県民税の非課税限度額をが、ので必ず申告するようお願いします。

●確定申告書の様式が新しくなりました

れた申告書を使用してください。ま右端に「平成24年分以降用」と書か

台紙に貼ってください。書などの添付書類は、専用の添付書類に、源泉徴収票や保険料控除関係証明

●国民健康保険に加入されている方

回民健康保険加入者とその世帯主 国民健康保険加入者とその世帯主 は、収入の有無、多少に関わらず、毎 をしないと、所得が不明とみなされ、 をしないと、所得が不明とみなされ、 をしないと、所得が不明とみなされ、 をしないと、所得が不明とみなされ、 をしないと、所得が不明とみなされ、 の軽減判定に影響する場合があります

収入(所得)が少ないため家族に扶養されている方、収入(所得)がゼロなどの非課税収入のみの方でも、ゼロにかからない方、遺族年金や障害年金にかからない方、遺族年金や障害年金である、もしくは少額である旨の申告

来ていただいても結構です。 方であれば、確定申告期限後に窓口にます。明らかに収入(所得)がゼロのっても市役所窓口で申告の受付ができは、確定申告期限(3月15日)後であなお、所得税が生じない方について

りますのでご注意願います。 とだし、計算が必要な方が確定申告期限後に申告相談に来た場合、計算の はお受けできませんので、佐渡税務 にお受けできませんので、佐渡税務 がかかる場合は市役所窓口 がある場合は市役所窓口

●年金受給者の方へ

額の合計額が400万円以下で、それ平成3年分から、公的年金の収入金

市・県民税申告が必要です。 申告書の提出は不要となりました。 中合書の提出は不要となりました。 中舎書の提出は不要となりました。 中舎書の提出は不要となりました。 の外の所得が20万円以下の場合、確定

税申告が必要な場合の手金以外の所得があるため市・県民

- 動産所得があった。年金の他に5万円の小作料による不
- 円の不動産所得があった。年金の他に14万円の農業所得と5万
- すが、市・県民税申告は必要です。が20万円以下のため確定申告は不要で右記のような場合、年金以外の所得の一時所得があった。

必要な場合というでは、現民税申告が必要な場合

- 書を持っている。
- 国民年金保険料を支払っている。書を持っている。
- でなく自分で支払いしている。後期高齢者医療保険料が年金天引き
- 毎年医療費控除を受けていた。
- 告しておらず、確定申告等で扶養を年金の扶養親族等報告書で扶養を報寡婦(夫)控除を受けていた方

取っていた方

によって、市・県民税が安くなる場合も市・県民税申告で控除を受けることを受けられません。確定申告は不要でこのような方は、申告がないと控除

わせください。のに市・県民税が急に高くなったといがあります。特に所得が変わってないがあります。特に所得が変わってないがあります。特に所得が変わってない

申告に必要なもの

印鑑

- 原本をお持ちください。別の用途で※確定申告書に添付しますので、必ず
- の事業所得のある方)
 ▽収支内訳書(農業、営業、小作など

ちください。

必要な方は事前にコピーをしてお持

- 所得のある方)
- ●控除を受けるための証明書など(医療費の領収書/生命保険料(一般の療費の領収書/生命保険料(一般の 療費の領収書/生命保険料(一般の 時)・地震保険・個人年金・介護医療保 時税・介護保険料・後期高齢者医療 以前、分護保険料・後期高齢者医療保険・の証明書/生命保険・旧長 は、の証明書/国民健康保 は、の証明書など(医 は、の証明書など(医 は、の証明書など(医 は、の証明書など(医
- 付申告をされる方)
- ●税務署から確定申告書・お知らせハ